

都市型軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助要綱

22福保高施第2263号

平成23年5月12日

最終改正 3福保高施第2338号

令和4年3月31日

1 目的

この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームの利用者の負担を軽減するため、都市型軽費老人ホームを設置する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内で都市型軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の一部を補助し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「サービスの提供に要する費用」とは、都市型軽費老人ホームの運営に要する経費のうち、職員の俸給、その他の諸手当、社会保険事業主負担金、旅費、庁費、被服費、修繕費、利用者保健衛生費等をいう。
- (2) 「サービスの提供に要する基本額（月額）」とは、東京都軽費老人ホーム利用料等取扱要綱（令和元年9月27日付31福保高施第1390号。以下「取扱要綱」という。）の別表2に規定する額の範囲内で、社会福祉法人等が定めた額をいう。
- (3) 「本人徴収額」とは、取扱要綱の別表1-2に規定する「本人からの徴収額（月額）」及び同要綱別紙「軽費老人ホーム対象収入認定事務手続きについて」により求めた額をいう。
- (4) 「各種加算額」とは、都市型軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る加算額等取扱要領（令和4年3月31日付3福保高施第2337号）に規定する民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、入所者処遇特別加算及び特別運営費をいう。

3 利用料等

都市型軽費老人ホームにおける入所者のサービスの提供に要する費用及び生活費については、取扱要綱第3の規定によるものとする。なお、居住に要する費用については、軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成20年5月30日付老発第053003号）の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の第1の4に準拠するものとする。

4 補助対象施設

この補助金の交付の対象となる施設は、社会福祉法人等が設置した都市型軽費老人ホーム（地方公共団体が設置したもの及び地方公共団体から建物を賃借し、又は譲渡を受けて設置したものを除く。）であって、東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第114号）、東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第137号）及び東京都都市型軽費老人ホームの設置及び運営

の基準に関する条例施行要領（平成25年4月3日付24福保高施第2452号）により運営する施設とする。

なお、次の各号のいずれかに該当する交付対象施設については、原則として、この補助金の一部又は全部を交付しないものとする。

- (1) 老人福祉法、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
- (2) 老人福祉法、介護保険法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した社会福祉法人等が設置するもの
- (3) 老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき東京都知事が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない社会福祉法人等又は改善の見込みがない社会福祉法人等が設置するもの

5 暴力団等の排除

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条例第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するものがあるもの

6 補助対象経費

この補助金の交付の対象となる経費は、都市型軽費老人ホームの運営に要する経費のうちサービスの提供に要する費用について、社会福祉法人等が支出する経費とする。

7 補助金交付額

この補助金の交付額は、サービスの提供に要する基本額（月額）に各月の初日に在籍する利用者数を乗じて得た額から本人徴収額の合計額（当該初日に在籍する利用者に係るものに限る。以下同じ。）を差し引いた額に各種加算額を加えた額と、補助対象経費の実支出額（サービスの提供に要する費用として社会福祉法人等が支出した経費から、本人徴収額の合計額を差し引いた額）とを比較していずれか少ない額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、本人徴収額の認定に誤りがあり、本来徴収すべき額が実際の徴収額よりも高い場合、誤って認定していた期間においても、本来徴収すべき額をもって交付額を算出する。

8 補助金の交付申請

補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が、この補助金の交付を受けようとする

ときは、様式 1 による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに、東京都知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

9 補助金の変更交付申請

補助事業者が、この補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、様式 2 による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に対して行うものとする。

10 補助金の交付決定

知事は、交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、13 に定める条件を付して、補助金の交付額を決定し、補助事業者に通知する。

11 補助金の交付時期

この補助金は、10 で決定した額の 1/2 の額を原則として各月末までに概算交付する。

ただし、年度途中で開設した施設においては、開設月以降年度末までの月数で除した額を原則として各月末までに概算交付する。

また、各月において千円未満の端数が生じた場合は、各年度の最終交付において調整することとする。

12 補助金の精算

概算交付を受けた補助金は、様式 4 による精算書により補助金の交付を受けた会計年度の終了後 10 日以内に精算するものとする。

13 補助条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

(1) 承認事項

補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 帳簿の備付け等

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保存しておかなければならない。

(3) 実績報告

補助事業者は、補助金の交付を受けた会計年度が終了したときは、様式 3 による事業実績報告書により、別に指定する期日までに報告する。

(4) 補助金の額の確定

(3) による事業実績報告書等を調査した結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、知事は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(5) 是正のための措置

知事は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに適合させるための措置をとることを命ずることがある。

(6) 交付決定の取消し

補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。

(7) 補助金の返還

ア 補助事業者が、(6)により補助金の交付決定を取り消された場合において当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、知事の指定するところにより取り消された補助金の額を返還しなければならない。

イ アの規定は(4)により補助金の額が確定された場合において、既にその額を超えて補助金を受領しているときにも適用する。

(8) 違約加算金

補助事業者は、(7)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消されその返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(9) 延滞金

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

附 則（平成23年5月12日付22福保高施第2263号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月13日付25福保高施第313号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年5月22日付25福保高施第2242号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年5月20日付27福保高施第59号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年3月11日付27福保高施第2070号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月27日付31福保高施第1410号）

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和4年3月31日付3福保高施第2338号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。